

奈良県告示第三百二号

昭和五十九年三月奈良県告示第八百八十七号（奈良県肥料取締法施行細則第三条の規定による表示を要する普通肥料及びその表示事項）の一部を次のように改正し、平成二十六年一月四日から施行する。

平成二十五年十二月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

表4の項中「別表第1の1の(1)のケコ又はサ」を「別表第1の2の(1)のア、イ又はウ」に、「普通肥料」を「普通肥料（5に掲げるものを除く。）」に改める。

表に次のように加える。

| | |
|--|---|
| 5 牛由来の原料を原料として生産された肉骨粉又は当該肉骨粉を原料として生産された普通肥料 | <div data-bbox="1167 440 1415 1369" style="border: 1px solid black; padding: 10px;">この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないでください。</div> |
|--|---|